

第13回 砂川市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和3年7月26日(月)午後1時30分から午後2時15分

2. 開催場所 砂川市役所 2階 中会議室

3. 出席委員(13人)

会長	13番	関尾	一史		
会長職務代理者	1番	前谷	篤		
委員	2番	角丸	章	3番	猿渡 万里子
	4番	大原	睦生	5番	片桐 幸示
	6番	渡邊	勝郎	7番	渡部 延三
	8番	井上	善博	9番	竹田 安宏
	10番	高橋	宏吉	11番	谷口 秀夫
	12番	菊地	匡		

4. 欠席委員(0人)

5. 議事日程

報告第1号	農業者年金に関する申請について
報告第2号	農地所有適格法人の要件確認について
議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号	現況証明願について
議案第4号	農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積(下限面積)について
議案第5号	令和3年度玉葱作況調査について
その他	

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	中村 一久
事務局次長	野田 勉
事務局主幹兼事務係長	篠崎 強
事務局事務係主事	齋藤 史治

7. 会議の概要

事務局次長 皆様、お疲れ様です。定刻となりましたので、これより第 13 回砂川市農業委員会定例総会を始めたいと思います。

会長よりご挨拶をいただき、以降、会長のお手元で議事進行をお願いいたします。

関尾会長 <開会挨拶>

本日の議事録署名委員は、11 番の谷口秀夫委員、12 番の菊地匡委員です。よろしくをお願いいたします。

それでは早速、議事に入ります。報告第 1 号「農業者年金に関する申請について」事務局より説明願います。

事務局 それでは、報告第 1 号をご説明いたします。

農業者年金に関する申請等が 3 件ございます。まず 1 件目は、農業者年金死亡関係届の提出です。[] が亡くなられたことに伴いまして、配偶者である [] より届出がありました。

次に 2 件目は、農業者年金保険料額・納付方法変更申出です。[] から 6 月 24 日に申出がありました。内容としては、保険料の納付方法に関するもので、保険料 1 年分を前年の末までに引き落とす方法から、毎月 23 日に引き落とすように変更したものでございます。

3 件目は、政策支援加入要件不該当届です。[] から 6 月 30 日に届出がありました。こちらは、政策支援を受けることができる期間、20 年間で満了するため、通常加入に変更する届出でございます。

以上 3 件は専決処分としましたことをご報告いたします。以上です。

会長 只今、報告第 1 号について説明がありましたが、ご質問等ございませんか。
全員 なし。

会長 質問がないようですので、報告のとおり承認することとしてよろしいですか。

全員 異議なし。

会長 それでは本件を承認することといたします。

続きまして、報告第 2 号「農地所有適格法人の要件確認について」事務局より説明願います。

事務局 では報告第 2 号をご説明します。

今回は「[]」の 1 件です。別添 1 の「農地所有適格法人要件確認書」で確認したいと思います。

上の方から順に見ていきますと、経営面積は、畑の 1.98ha のみ、次の段の法人形態は株式会社であり、農地法に定める要件を満たしています。次の事業の種類や売上高については、去年はそばを作付けし、関連事業やその他の事業は無しですから、全額が農業による売上となっていますので、売上高の過半が農業による、という要件も満たしています。次に構成員数についてですが、議決権を持つ構成員は 4 人で、全員が農業の常時従事者となっていますので、農業関係者が議決権の過半を占めるという要件も満たしています。最後に、裏面の業務執行役員数に関してですが、3 人の役員が農作業に常時従事していますので、役員数の過半が農業の常時従事者である要件も満たしています。以上のとおり、「[]」は農地所有適格法人の要件を全て満たしていることを確認しました。以上です。

会長 只今、報告第 2 号について説明がありましたが、ご質問等ございませんか。
全員 なし。

会長 質問がないようですので、報告のとおり承認することとしてよろしいです

か。

全員

異議なし。

事務局

では、事務局より説明をお願いします。

議案第1号をご説明します。

出し手・譲渡人は [REDACTED]、受け手・譲受人は [REDACTED]、受け手の経営面積は、田は0㎡で、畑が42,644㎡、労働力は2名です。対象となる土地の表示は、吉野1条南5丁目35番1、地目は公簿・現況とも畑、面積7,065㎡、以下、記載のとおり合計2筆、9,598㎡です。図面は第1号図に示しているとおりで、法律関係は売買でございます。

この申請に至った理由ですが、出し手の方は、「高齢となり自己保全管理も難しくなったため譲受人に譲り渡したい」、受け手の方は、「譲渡人から強い依頼があり譲り受けることとした」とのことでございます。

この案件に関する、農地法第3条第2項の判定要件についてですが、別添2に調査書を添付しています。この調査書に整理していますとおりで、全ての判定要件を満たしているため、本案件は許可できるものと考えます。

以上、ご審議をよろしくお願いたします。

只今、議案第1号の説明がありましたが、ご質問・ご意見等ございませんか。なし。

質問・意見がないようですので、本件を許可することとしてよろしいですか。

異議なし。

それでは、異議なしと認め、本件を許可することといたします。

会長

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局より説明願います。

事務局

議案第2号をご説明します。

この案件は、一般住宅を建てるために農地を転用するものです。これまでに何度か報告していましたが、一度許可された転用を取り消して、隣の土地で改めて転用を申請するものです。

まず土地所有者・譲渡人は、

[REDACTED]、転用計画者・譲受人は

[REDACTED]、土地の表示は、空知太西2条5丁目68番87、地目は公簿が田で現況が畑、面積280㎡の1筆です。

転用の目的は、一般住宅1棟、駐車スペース、庭などの建設のためであり、転用事由の詳細としては、譲渡人の方が「譲受人の強い希望があり譲渡したい」、譲受人の方は「現在、共同住宅に住んでいるが、子どもの成長とともに手狭になってきたので申請地に新築したい」としています。

農地の区分は、砂川市都市計画において第1種中高層住居専用地域として用途指定されているため、第3種農地となります。図面は第2号図に示しているとおりで、法律関係は売買でございます。

転用計画の内容ですが、転用期間は許可があり次第、永年、資金計画は[]を借入金、[]を現金で対応することとしています。

最後に、この案件に関する農地法第5条の審査は、別添3にまとめているとおりです。4頁目の総合判断としまして、立地基準は原則として転用が許可される第3種農地であり、また、一般基準においても事業実施の確実性等に特段問題がないことから、許可相当と認められます。

以上、議案第2号の説明とします。よろしくお願いたします。

只今、議案第2号の説明がありましたが、ご質問・ご意見等ございませんか。なし。

質問・意見がないようですので、許可相当としてよろしいですか。

異議なし

それでは、異議なしと認め、許可相当と意見を付して、進達することといたします。

続きまして、議案第3号「現況証明願について」事務局より説明願います。では議案第3号をご説明いたします。2件でございます。

まず1件目は、願出者および土地所有者が、[]

[]、土地の表示は東6条北5丁目19番10、地目は公簿で田となっており、面積は1,354㎡、以下記載のとおり合計2筆で面積は3,833㎡です。申請目的は地目変更登記のため、調査の有無は7月15日に関係委員に確認をお願いしており、図面は第3号図を参考にさせていただければと思います。

この土地の状況と経過について若干ご説明しますと、実は平成9年に農地転用の許可を受けており、当時、[]の研修施設や付帯する駐車場が建設されまして、以降、そのまま現在に至っております。一方、登記の地目は当時「田」となっていたが、施設が建設されても地目を変更しないままとなっていることから、今回、地目変更登記のための願い出が出されました。

続いて2件目です。願出者および土地所有者は、[]

[]、土地の表示は空知太495番9、地目は公簿で畑となっており、面積は225㎡、以下記載のとおり、次の頁まで及んでおりまして、合計34筆、面積は4,464.30㎡です。申請目的は地目変更登記のため、調査の有無は7月14日から関係委員に何か所もご足労をお掛けして確認をお願いしております。図面は第3号図から第16号図をご参照ください。

では対象となっている土地の状況ですが、そもそも[]は[]の関連会社として、一般送配電事業として鉄塔を建てて送電線を架ける事業を行っておりますので、今回の対象地は全てその鉄塔が建っている底地です。

また、今回、34か所もの願い出となっておりますが、実は北海道内でこのように鉄塔が建っているにも関わらず、その土地の登記地目が「田」や「畑」となったまま地目変更されていない箇所が相当数あるそうです。そこで、[]では、今般、道内全箇所を総点検して、所在市町村の農業委員会に現況証明願いを提出し、その後、地目変更登記を行うとのことでした。

なお、このように電気事業者が送電用の電気工作物を設置する場合、実は農

会長
全員
会長
全員
会長

事務局

地転用の許可は不要であることが農地法施行規則に定められています。とは言え手続きは必要でして、大まかに申し上げますと、まず電気事業者が市町村農業委員会ではなく北海道に対して事業計画書を提出して、内容がよろしければ、北海道は計画書に受理印を押して電気事業者に交付します。その後、電気事業者が土地の取得を終えると、市町村農業委員会に報告することになっていますし、法務局で地目の変更も行う、というのが一般的な手続きの流れです。今回の案件の場合は、最後の地目変更の手続きを行っていなかったため、地目が「田」・「畑」のままとなっているとのことでございます。

以上、議案第3号のご説明とします。ご審議をよろしくお願いいたします。只今、議案第3号の説明がありましたが、ご質問・ご意見等ございませんか。これって売買するの。

会長
渡部委員
事務局
渡部委員
事務局
渡部委員
事務局

既に売買されて、[REDACTED]の土地になっています。

賃貸のやつも残っているんじゃない。賃貸もあるはずだよ。

使用権を設定してあると思いますね。

今回それをするわけじゃないんですね。

今回は、[REDACTED]が持っている、所有している土地で地目が変更されていないところを、直すということです。

渡部委員

あとね、最近、携帯電話の鉄塔があるじゃないですか。そういうのも今後出てくる可能性があるの。

事務局

はい、携帯電話の中継基地も農地の真ん中に立っているのを見かけますが、電気事業者として転用許可を必要としない事業になります。もちろん所有者の了解は必要ですけれども。

渡部委員
事務局

所有者との契約はあり。

はい。

会長
全員
会長

その他に何か質問等ございませんか。

なし。

それではその以外に、ご質問がないようですので、本件は異議なしとしてよろしいですか。

全員
会長

異議なし。

それでは、異議なしと認め証明することといたします。

続きまして、議案第4号「農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積、下限面積について」事務局より説明願います。

事務局

それでは、議案第4号をご説明いたします。

まず、改めて下限面積とは何かということですが、新たに農地を取得する場合、農地面積が小さ過ぎると、経営が難しく農地が安定的に利用されにくいと考えられますので、一定の面積がなければ農地取得を許可することができません。その一定の面積を下限面積と言っています。農地法では、北海道の場合、下限面積は2haと定められていますが、同時に、農業委員会が別段の面積を定めれば、それが下限面積になるとも規定されています。

そこで、この議案の提案理由ですが、下の方に書いております。下限面積については、「農業委員会の適正な事務実施について」という農林水産省の通知がございまして、その中で、毎年、農業委員会において設定又は修正の必要性を検討し、その結果を公表するとされていますので、今年度の下限面積を検討するために、今回、議案として提案するものです。

次の頁の別紙1をご覧くださいと思います。まず、前年度ですが、第1回農業委員会において、

1. 設定区域は、砂川市。

2. 設定面積は、1.5ヘクタール。
 3. 適用法令は、農地法施行規則第17条第2項。
- と決定していました。

次に今年度ですが、前年度に決定した別段の面積を修正する必要性はないものとし、前年度と同じく、

1. 設定区域は、砂川市。
 2. 設定面積は、1.5ヘクタール。
 3. 適用法令は、農地法施行規則第17条第2項。
- とすることをご提案いたします。

次に、農地法施行規則第17条という適用法令の確認ですが、次の頁に参考として農地法施行規則を抜粋して載せています。この規則に砂川市の状況を照らしますと、記載のとおり第17条第2項を適用することができますが、詳細は後ほどお読み取りいただきたいと存じます。

ここで重要なのは、やはり1.5haとする理由かと思いますが、下限面積を小さくすると、それだけ新規就農者は農地を取得しやすくなりますが、一方で、下限面積が小さ過ぎると農業経営が成り立たないことから、従前より砂川は1.5haと設定してきました。そしてこれまで、1.5haとしたことで特段の支障は無く、また、1.5haを変更してほしいといった要望もありませんので、修正する必要はないと考えます。

最後に、下限面積をさらに下回っても農地の取得が認められる場合について説明を付け加えます。例えば、高収益作物と言われる、砂川市内で言いますとトマト・ミニトマト・キュウリといった施設野菜の例が多いですが、この場合は面積が小さくても一定の収益が見込めますので、下限面積を満たさなくても農地を取得することができます。

以上、議案第4号の説明とします。ご審議をよろしく願いいたします。ただの説明がありました、ご質問・ご意見はございませんか。

なし。

質問・意見がないようですので、本件を決定してよろしいですか。

異議なし。

それでは、異議なしと認め、本件を決定することといたします。

続きまして、議案第5号「令和3年度玉葱作況調査について」事務局より説明願います。

それでは議案第5号をご説明します。

本年度の「玉葱作況調査について」です。まず1番、調査期日は、次回の定例総会の日、8月24日、火曜日を基本に、玉葱の成熟度に応じて日時を変更することとし、玉葱を作っている委員さんとも相談しながら決めていきたいと思っております。2番、調査対象農家は6件とし、次の頁の別紙2をご覧くださいと思っております。記載のとおりですが、令和3年度の「氏名」を空欄にしています。指名するようで恐縮ですが、担当地区の委員を当てはめると、北光袋地区の2か所は竹田委員、空知太の1か所は渡邊勝郎委員、富平の2か所は高橋委員、西豊沼地区は井上委員に、対象となる圃場の農業者にご依頼いただき、1週間後の8月2日、月曜日までに、事務局にお知らせいただきますようお願いいたします。もちろん昨年と同じ方、同じ圃場でも構いません。

戻りまして3番、開始時刻は8月24日に実施できるとすれば、定例総会終了後、概ね2時か2時半頃に始めることになろうかと思っております。4番の班編成は、再度、別紙2をご覧くださいまして、大きく2班に分けて、第1班は議席番号1番から6番の委員、第2班は7番から13番とすることを、一応決めて

会長
全員
会長
全員
会長

事務局

おきたいと思えます。

最後になりましたが、提案理由としては、本年度も玉葱の単収、品質等を調査して生産収量を推計し、玉葱生産振興の基礎資料にするため実施するものです。なお、別紙2の次の頁とその次の頁に、昨年の実施結果を掲載していますので、参考にしていただければと思えます。以上、ご審議をよろしく願います。

会長
全員
会長
全員
会長

只今、議案第5号の説明がありましたが、ご質問・ご意見等ございませんか。

なし。

質問・意見がないようですので、本件を決定してよろしいですか。

異議なし。

それでは、異議なしと認め、提案のとおり実施することを決定します。

本日の議題は以上ですが、全体を通して委員の皆様から何かございませんか。

全員
会長

なし。

特に何も無いようですので、続いて、「その他」に入ります。事務局より説明願います。

事務局

1. 議会関連等報告（事務局長）

2. 令和3年度市町村農業委員会事務局長研修会（事務局）

- ・日 時 8月11日（水） 13:00～
- ・場 所 第2水産ビル（札幌市）
- ・出席予定者 中村事務局長

3. 農業委員会だより（令和3年夏号）の配布（事務局）

- ・配布方法 委員各位が担当地区の農業者に配布
- ・発行時期 8月上旬
- ・配布期限 8月末

4. 会計年度任用職員の配置予定（事務局）

- ・8月1日より来年3月31日まで、国の補助金を活用して、事務局に会計年度任用職員を配置する予定です。

5. 活動記録簿の提出（事務局）

- ・農業委員として行った活動を記入し、7月分を事務局に提出してください。

6. 第1回砂川市農地銀行理事会（事務局）

- ・本定例総会終了後に開催します。

7. 砂川市公式LINEアカウントの登録と「クマ目撃情報」（事務局）

- ・砂川市では公式LINEアカウントを登録した方に、災害時などの緊急情報をはじめ、生活に関わる行政情報を提供していますので、別添4に沿って登録することをお勧めします。
- ・「クマ目撃情報」も随時提供していますので、農作業の際などはお気をつけいただくとともに、地域の方に会った場合は注意の声掛けをお願いします。

8. 協議会報告（協議会長）

- ・令和3年度砂川市農業委員協議会第1回総会
令和3年度第1回農地銀行理事会終了後に開催します。
- ・玉葱作況調査終了後懇親会
道が示している新型コロナ防止対策などを勘案し、実施を見送ります。

- 会長 只今の説明について、ご質問等ございませんか。
はい、猿渡委員。
- 猿渡委員 クマの履歴なんですけれども、住所とかで出てきますよね。パッと見たら点
点出て出ないですか。これが多過ぎて、今日はどこに出たのかどうか
分からないんですよ。だから全部青いマップで、今日はどこなんだろうって分
からなくて、何か方法があればと。
- 事務局 ホームページのグーグルマップに掲載されているものをお話しされている
と思うのですが、色んな方がいらっしやいまして、今日どこにクマ出たかを知
りたい方もいれば、この辺りにいつも出ているかを知りたい方もいて、1つの
画面でたくさんの情報をお知らせするのは難しいことをご理解いただきたい
と思います。
一方で、LINEでお知らせしている情報は、道路とその道路、例えば、道
道砂川奈井江美唄線と砂川歌志内線の交差点から東側歌志内より100m付
近に出没、と少しでも分かりやすいように目印となる道路などで表現していま
すので、それを見ていただきたいと思います。LINEの方は、どうしても文
字情報だけになるので、申し訳ないです。
- 猿渡委員 グーグルマップの方なんですけど、例えば、点はその時だけ違う色になっ
てるとか、そうすれば分かりやすいなど。
- 大原委員 例えば、一週間だけ赤い色になっているとか。
- 事務局 広報広聴係にやってもらっているんで、まずできるかどうか、どのタイミン
グで載せるか、続けてクマが出た場合はどうするか、など検討してみたいと思
います。
- 猿渡委員 会長 はい、すみません。よろしくお願ひします。
その他に何か。
- 渡部委員 これ、22日以降がないんだけど、最近は目撃されてないということ。
事務局 はい、22日に1回、目撃されていますが、それ以降はありません。
渡部委員 市としてどういう対応っていうか、箱罾を仕掛けるとか。
事務局 農政課長の立場でお話します。現在、クマの駆除の許可をいただいているの
ですが、クマを捕獲するというのは中々難しい判断になります。
と言うのは、例えば南吉野の■■■■の横ですね、あの辺にクマが出た時に、
何日か農作物を荒らしていることが分かれば捕獲という判断になるんですけ
れども、一度見ただけですと、別の地域に行くために通っただけかもしれない
ので、箱罾を掛けることはできません。また、そのときに通ったクマと何日か
後に通ったクマが同じクマかも判断できないので、すぐ獲るということにもな
りません。また、箱罾を掛けてしまうと、クマは鼻がよくて何キロ先からも匂
いを嗅ぎつけると言われていますので、餌でクマを呼び寄せることになり、逆
に危険な状況にも陥ってしまいます。ですから、一旦、罾を掛けたら、基本的
にそのクマを獲れるまで掛けなければならない。そういうこともありますの
で、簡単には掛けられないということなんです。

また、銃で捕獲する方法もありますが、通っただけのクマを狙うこともなかなか難しいですし、山狩りもできません。もし撃ったとしても、一発で完全に倒せばいいですが、動物って中々一発で死ななくて、逆に襲われてしまう、または逃げられてしまいます。その場合、半矢って言うんですけども、最後まで、仕留めるまで、追いかける必要はないんですよ。これは大変なことなので、手法としては箱罠を使って獲る、となると先程に戻って、箱罠を掛けるタイミングを考えなければならない。タイミングとしては、人に被害があった場合は勿論、農作物の被害があって地域に居座る状態になれば箱罠を検討し始めることになります。それまでは、クマは野生動物なので自由に行き来しますから、他の動物と同じような扱いで、被害がないように何か対策を行うことになります。農政課では、バリアトーンという忌避装置を市内 13 ヶ所に設置して、クマの通り道となっている所からなるべく西側、住宅街の方に来ないように対策をとっているところです。

渡部委員
会長

■■■■の問題があったじゃないですか。あれはその後決着したの。
暫時、休憩いたします。

<休憩>

会長

休憩中の会議を再開します。
渡部委員、只今の回答でよろしいですか。

渡部委員
会長
全員
会長

はい。分かりました。
では、その他にご質問等ございませんか。
なし。

特にないようですので、次回総会の日程を確認したいと思います。次回は8月24日、火曜日、時間は午後1時半からです。総会終了後には、玉葱の作況調査を行う予定ですので、作業服で出席してください。よろしくお願いいたします。

では、この後、5分程度の休憩をはさみまして、「第1回砂川市農地銀行理事會」を開催しますので、引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、最後に一言ご挨拶申し上げて閉会したいと存じます。

<会長挨拶>

以上で本定例総会を閉会します。お疲れ様でした。

会 長

署名委員

署名委員